



理人、外国倒産処理手続の承認協助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人、保険業法（平成七年法律第二百五号）第二百四十二条第一項の保険管理人又は預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十四条第一項の金融整理管財人若しくは同法第二百二十六条の五第一項の預金保険機関（以下「管財人等」という。）（当該管財人等が法人である場合にあつては、当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者）商号、本店、資格、氏名及び出生の年月日（当該管財人等が法人である場合にあつては、商号をも記載しなければならない。ただし、印鑑の大きさは、辺の長さが一センチメートルの正方形に収まるもの又は辺の長さが三センチメートルの正方形に収まらないものであつて印鑑は、照合に適するものでなければならぬ。前項の書面には、次の各号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に記載しなければならない。ただし、同項の書面を添付しなければならない。たゞ、登記がされている法人又は同項の書面に会社法（アーメードの正方形に収まるもの又は辺の長さが三センチメートルの正方形に収まらないものであつて印鑑は、照合に適するものでなければならない。

第一項の書面には、次の各号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に記載しなければならない。たゞ、登記がされている法人又は同項の書面に会社法（アーメードの正方形に収まるもの又は辺の長さが三センチメートルの正方形に収まらないものであつて印鑑は、照合に適するものでなければならない。

（ア）商号使用者、未成年者、後見人（法人である場合を除く。）、支配人を選任した商人（会社である場合を除く。）、会社の代表者（法人である場合を除く。）、外国会社の日本における代表者（法人である場合を除く。）又は管財人等（法人である場合を除く。）第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑について市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下同じ。）の作成した証明書で作成後三月以内のもの。ただし、印鑑の廃止の届出をした商号使用者が当該届出をしたときから二年以内に同一の印鑑を提出した場合を除く。

四　　イ　当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合　登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの

ロ　当該代表者が登記所に印鑑を提出していない場合　イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

　　イ　支配人　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面

　　ロ　商人（当該商人が会社である場合にあつては、当該会社の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者が職務を行うべき者）以下この号において同じ。）が登記所に印鑑を提出している場合　商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑を押印したもの

　　ロ　商人が登記所に印鑑を提出していない場合　商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面で当該登記所に提出している印鑑を押印したもの

　　ロ　商人が登記所に印鑑を提出していない場合　該会社の代表者の職務を行うべき者（当該法人の代表者（当該代表者である法人の代表者が法人である場合にあつては、当該代表者である法人の代表者の職務を行うべき者。以下この号において同じ。）に限る。）次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面

　　イ　当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出している場合　登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの

　　ロ　当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合　イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの

イ 捲げる者を除く。) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面がある場合にはあつては、当該代表者の職務を行ふべき者。(以下この号において同じ。)  
ロ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 登記所に印鑑を提出している場合  
イ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの、当該法人の代表者が当該会社の代表者の職務を行うべき者の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの  
ロ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの、当該法人の代表者が当該会社の代表者の職務を行うべき者(以下この号において同じ)。次にイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面  
イ 当該代表者が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの、当該代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 イに定める書面及び第一項後段の規定により同項の書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの  
ロ 管財人等が法人である場合における当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(当該法人の代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者。以下この号において同じ。)に限る。次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面  
イ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 登記所の作成した当該代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの  
ロ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 イに定める書面及び第一

<p>八 印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの</p> <p>八 管財人等が法人である場合において当該管財人等の職務を行うべき者として指名された者(前号に掲げる者を除く) 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面</p>
<p>イ 当該法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行なうべき者。以下この号において同じ。)が登記所に印鑑を提出している場合 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの及び当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面で当該登記所に提出している印鑑を押印したもの</p>
<p>ロ 当該法人の代表者が登記所に印鑑を提出していない場合 登記所の作成した当該法人の代表者の資格を証する書面で作成後三月以内のもの、当該法人の代表者が当該指名された者の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後三月以内のもの</p>
<p>九 提出のあつた印鑑及び被証明事項は、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録する。</p>
<p>八 印鑑の提出をした者は、被証明事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、当該印鑑を押印した書面で印鑑の廃止、印出をすることができる。この場合において、印鑑カードを提示するときは、押印を要しない。</p> <p>第二項の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>後見人である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該後見人である法人の代表者の職務を行なうべき者。(以下この項において同じ。)であつて印鑑の提出をしたものがその資格を喪失したときは、新たに後見である法人の代表者となつた者は、その旨の届出をしなければならない。この場合には、当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地を管轄する登記所に届出をする場合又は当該法人の会社法人等番号を提供して届出をする場合を除き、当該法人の登記事項証明書で作成後三月以内のものを提出しなければならない。</p> <p>十 外国会社の日本における代表者である法人の代表者(当該代表者が法人である場合にあつて</p>



(登記簿等の滅失のおそれがある場合)

**第十六条** 前条の規定は、登記簿又はその附屬書類が滅失するおそれがある場合に準用する。  
(帳簿等の廃棄)

**第十七条** 登記所において登記に関する帳簿又は書類若しくは書面(法第十七条第三項に規定する電磁的記録(第九条の七第一項の規定によりこれに代わるものとして保存すべき書面が作成された場合を除く。)及び法第十九条の二に規定する電磁的記録(第九条の七第三項の規定によりこれに代わるものとして保存すべき書面が作成された場合を除く。)を含む。以下「帳簿等」という。)を廃棄するときは、法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

(登記事項証明書等の請求の通則)

**第十八条** 登記事項証明書若しくは法第十一条の書面(以下「登記事項要約書」という。)の交付、登記簿の附屬書類の閲覧又は印鑑の証明を請求するには、申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請人又はその代表者(当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行なうべき者。次章第九節を除き、以下同じ。)若しくは代理人の氏名

二 請求の目的

三 登記事項証明書若しくは登記事項要約書の交付又は印鑑の証明を請求するときは、請求に係る書面の通数

四 手数料の額

六 登記所の表示

(登記事項証明書の請求)

**第十九条** 登記事項証明書の交付の申請書には、請求の目的として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 登記事項証明書の交付を請求する登記記録

二 交付を請求する登記事項証明書の種類

三 会社の登記記録の一部の区について登記事項証明書の交付を請求するときは、その区(商号区及び会社状態区を除く。)

四 前号の請求に係る区が会社支配人区である場合において、一部の支配人にについて証明を求めるときは、その支配人の氏名

五 一部の代表者について第三十条第一項第四号の代表者事項証明書の交付を請求するときは、その代表者の氏名

(登記事項要約書の請求)

**第二十条** 登記事項要約書の交付の申請書には、請求の目的として、次の事項を記載しなければならない。

一 登記事項要約書の交付を請求する登記記録(附属書類の閲覧請求)

2 前項第二号の区の数は、三を超えることができない。

3 前項の申請書には、第十八条第二項各号(第三号を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請人の住所

二 代理人によつて請求するときは、代理人の住所

三 前項の閲覧しようとする部分について利害関係を明らかにする事由

一 申請人が法人であるときは、当該法人(第一項の申請書に会社法人等番号を記載したもの)の代表者の資格を証する書面

二 前項第三号の利害関係を証する書面

(印鑑の証明の請求)

**第二十二条** 印鑑の証明の申請書には、請求の目的として、被証明事項を記載し、証明を請求する印鑑を特定しなければならない。この場合においては、第九条第二項及び第九条の四第二項の規定を準用する。

2 前項の申請書を提出する場合には、印鑑カードを提示しなければならない。

3 前項から第二十六条まで 削除

(代理人による請求)

**第二十三条** 第九条の六第二項の規定は、代理人による請求の場合は、前項の規定によつて第十八条の四第二項の規定を準用する。

2 前項の申請書を提出する場合には、印鑑カードを提示しなければならない。

3 前項から第二十六条まで 削除

(手数料等の納付)

**第二十四条** 法第十三条第二項の規定による法第十条から法第十二条までの手数料の納付は、収入印紙を申請書に貼つて、しなければならない。

2 登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求する場合において、その送付を求めるときは、その事項を記載する。

は、送付に要する費用を納付しなければならない。この場合においては、第九条の四第五項及び第六項の規定を準用する。

**第二十五条** 登記官が第十八条の申請書を受け取ったときは、申請書に受付の年月日を記載した上、受付の順序に従つて相当の処分をしなければならない。

(申請書の処理等)

**第二十六条** 登記官が第十八条の申請書を受け取ったときは、申請書に受付の年月日を記載した上、受付の順序に従つて相当の処分をしなければならない。

**第二十七条** 第九条の六第二項の規定は、代理人に係る登記事項で現に効力を有するものに係る登記記録の一部の区について前項第一号から第三号までの登記事項証明書の交付の請求があつたときは、その登記事項証明書には、商号区・会社状態区及び請求に係る区について登記所の登記記録の一部の区について前項第一号から第三号までの登記事項証明書の交付の請求があつたときは、当該支配人以外の支配人に係る事項を除く。を記載し、一部の区に掲げる事項(請求に係る区が会社支配人区である場合において、一部の支配人について證明を求められたときは、当該支配人以外の支配人に係る事項を除く。)を記載する。

**第二十八条** 法第十三条第二項の規定による法第十条から法第十二条までの手数料の納付は、収入印紙を申請書に貼つて、しなければならない。

2 登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求する場合において、その送付を求めるときは、その事項を記載する。

3 登記官は、登記事項証明書を作成するときは、第一項各号に掲げる事項の全部又は一部である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならぬ。

4 登記簿に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登記事項証明書に抹消する記号を表示するには、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。

5 前各項の規定により登記簿に記録されている事項を記載するには、区及び事項ごとに整理してしなければならない。

(登記事項証明書の種類及び記載事項等)

**第二十九条** 登記官が第十八条の申請書を受け取ったときは、申請書に受付の年月日を記載した上、受付の順序に従つて相当の処分をしなければならない。

(登記事項証明書の種類及び記載事項等)

**第三十条** 登記事項証明書の記載事項は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項(第二号及び第三号の場合にあつては、法第百三十三条第二項の規定による登記の更正により抹消する記号を記録された登記事項及びその登記により抹消する記号を記録された登記事項(第二号及び第三号の場合にあつては、法第百三十三条第二項の規定による登記の更正により抹消する記号を記録された登記事項及びその登記により抹消する記号を記録された登記事項等)を除く。)とする。

一 現在事項証明書 現に効力を有する登記事項(会社法人等番号を含む。以下この条及び次条において同じ。)、会社成立の年月日、取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日並びに会社の商号及び本店の登記の変更に係る事項で現に効力を有するものの直前の監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執

行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日並びに会社の商号及び本店の登記の変更に係る事項で現に効力を有するものの直前の監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執

行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日をも記載しなければならない。この場合において、役員区については、取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日をも記載しなければならない。

二 履歴事項証明書 前号の事項、当該証明書の交付の請求があつた日(以下「請求日」という。)の三年前の日の属する年の一月一日(以下「基準日」という。)から請求日までの間に抹消する記号を記録された登記事項及び基準日から請求日までの間に登記された事項で現に効力を有しないもの

三 閉鎖事項証明書 閉鎖した登記記録に記録されている事項

四 代表者事項証明書 会社の代表者の代表権に関する登記事項で現に効力を有するものに係る登記記録の一部の区について前項第一号から第三号までの登記事項証明書の交付の請求があつたときは、その登記事項証明書には、商号区・会社状態区及び請求に係る区について登記所の登記記録の一部の区について前項第一号から第三号までの登記事項証明書の交付の請求があつたときは、当該支配人以外の支配人に係る事項を除く。を記載する。

(登記事項証明書等の特例)

**第三十一条** 登記官は、第三十条第一項及び第三十一項第一項の規定にかかわらず、登記簿に記録されている場合において、登記事項証明書に記録されている事項を記載して作らなければならない。この場合において、役員区については、取締役、監査等委員である取締役、会計参与、監査役、代表取締役、特別取締役、委員、執行役、代表執行役及び会計監査人の就任の年月日をも記載しなければならない。

3 前条第五項の規定は、登記事項要約書に準用する。

(登記事項証明書等の記載事項に関する特例)

**第三十二条** 登記官は、第三十条第一項及び第三十一項第一項の規定にかかるわらず、登記簿に記録されている者(自然人であるものに限る。)であつて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者であつて更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるものその他これらに準ずる者(以下この条において「被害者等」という。)の住所が明らかにされることにより被害を受けたときは、その登記事項証明書には、その代表者について同項第四号の登記事項証明書に記載する事項を記載する。

4 登記簿に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登記事項証明書に抹消する記号を表示するには、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。

5 前各項の規定により登記簿に記録されている事項を記載するには、区及び事項ごとに整理してしなければならない。

(登記事項要約書の記載事項等)

**第三十三条** 法第十三条第二項の規定による法第十条から法第十二条までの手数料の納付は、収入印紙を申請書に貼つて、しなければならない。

2 登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求する場合において、その送付を求めるときは、その事項を記載する。

3 登記官は、登記事項証明書を作成するときは、第一項各号に掲げる事項の全部又は一部である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならぬ。



(閲覧)

**第三十二条** 登記簿の附屬書類の閲覧は、登記官（その指定する職員を含む。次項において同じ。）の面前でさせなければならない。

2 登記官は、申請人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、前項の規定にかかるわらず、電子計算機を使用して登記官及び申請人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて閲覧をさせることができる。

3 法第十一条の一の法務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を用紙に出力して表示する方法とする。  
(印鑑の証明)

**第三十二条の二** 登記官は、印鑑の証明書を作成するときは、請求に係る印鑑及び被証明事項を記載した書面に証明文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押さなければならぬ。  
(登記事項証明書等の交付の記録)

登記事項証明書、登記事項要約書又は印鑑の証明書を交付するときは、申請書にその枚数又は件数及び交付の年月日を記載しなければならない。

**第三十三条** 登記事項証明書、登記事項要約書又は印鑑の証明書を付するときは、申請書にその枚数又は件数及び交付の年月日を記載しなければならない。

**第三十三条の二** 法第十二条の二第一項第一号の期間は、三月の整数倍の期間であつて同項の規定による請求をする者が定めるものとする。ただし、二年三月を超えることができない。

**第三十三条の三** 法第十二条の二第一項たゞし書のデジタル序令、法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 代表権又は代理権の範囲又は制限に関する定め  
二 未成年者登記簿、後見人登記簿又は支配人登記簿に登記された者であること。  
三 外国会社の日本における代表者である法人の代表者（当該代表者が法人における場合については、当該外国会社の日本における代表者である法人の代表者の職務を行なうべき者）であること。  
四 管財人等の職務を行うべき者として指名された者であること。

**第三十三条の四** 法第十二条の二第一項第一号のデジタル序令・法務省令で定める措置は、電子署名の方法

的記録に記録することができる情報に、産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X五七三一八の附属書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるnの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。

**第三十三条の五** 法第十二条の二第三項のデジタル序令・法務省令で定める登記事項は、被証明事項（出生の年月日、支配人である旨及び資格を除く。）とする。ただし、商号使用者について、商号、営業所及び氏名とする。

**第三十三条の六** 法第十二条の二第一項及び第三項の規定による証明（以下「電子証明書による証明」という。）を請求するには、申請書及び電磁的記録へ電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代理人が記名しなければならない。

一 被証明事項（商号使用者にあつては、商号、営業所、氏名、出生の年月日及び商号使用者である旨）  
二 代理人によつて請求するときは、その氏名及び住所

**第三十三条の七** 法第十二条の二第一項第一号の期間

第一項の申請書又は委任による代理人の権限を証する書面には、申請人が登記所に提出していいる印鑑を押印しなければならない。

4 第一項の電磁的記録は、次の各号のいずれかに該当する構造の電磁的記録媒体に記録して提出しなければならない。

一 日本産業規格X〇六〇六又はX〇六一〇に適合する一二〇ミリメートル光ディスク

二 内閣総理大臣及び法務大臣の指定する構造の不揮発性半導体記憶装置

第一項の電磁的記録には、内閣総理大臣及び法務大臣の指定する方式に従い、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 第二項第一号及び第三号に掲げる事項（出生の年月日を除く。）  
二 第三十三条の四の附屬書Dに定める公開かぎの値

三 第三十三条の四に定める措置を特定する符號として内閣総理大臣及び法務大臣の指定するもの

四 内閣総理大臣及び法務大臣の指定する方式に従つて申請人が定める識別符号（第三十三条第一項の規定による届出をする者を他の者と区別して識別するためのもの）

五 内閣総理大臣及び法務大臣の指定する事項

六 その他内閣総理大臣及び法務大臣の指定する事項

三 前二項の指定は、告示してしなければならない。

四 法第十二条の二第一項の登記所

五 電子証明書の番号

六 その他の内閣総理大臣及び法務大臣の指定する事項

一 第二項第一号及び第三号に掲げる事項（出生の年月日を除く。）  
二 第三十三条の四の附屬書Dに定める公開かぎの値

三 第三十三条の四に定める措置を特定する符號として内閣総理大臣及び法務大臣の指定するもの

四 内閣総理大臣及び法務大臣の指定する方式に従つて申請人が定める識別符号（第三十三条第一項の規定による届出をする者を他の者と区別して識別するためのもの）

五 内閣総理大臣及び法務大臣の指定する事項

六 その他内閣総理大臣及び法務大臣の指定する事項

三 前二項の指定は、告示してしなければならない。

四 法第十二条の二第一項の登記所

五 電子証明書の番号

六 その他の内閣総理大臣及び法務大臣の指定する事項

三 第三十三条の四に定める措置を特定する符號として内閣総理大臣及び法務大臣の指定するもの

四 内閣総理大臣及び法務大臣の指定する事項



四 印鑑証明書用紙管理簿 印鑑証明書の作成に使用する用紙の管理に関する事項	五 整理対象休眠会社等一覧 会社法(平成七年法律第八十六号)第四百七十二条第一項に規定する休眠会社の整理作業を実施するために必要な事項
六 閉鎖登記記録一覧 第八十一条第一項の規定により閉鎖した登記記録に関する事項	七 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類又は書面をつづり込むものとする。
一 決定原本つづり込み帳 申請又は申出を却下した決定に係る決定書の原本	二 審査請求書類等つづり込み帳 審査請求書その他の審査請求事件に関する書類
三 清算未了申出書等つづり込み帳 第八十一條第二項及び第三項に規定する申出に係る書面	四 印鑑届書等つづり込み帳 第九条第一項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、第九条の四第一項及び第二項、第九条の五第三項並びに第九条の六第二項の規定により提出された書面
五 再使用証明申出書類つづり込み帳 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第三十条第三項に規定する登録免許税の領收証書	六 印鑑届書等つづり込み帳 第九条第一項、第五項、第七項及び第九項から第十一項まで、第九条の四第一項及び第二項、第九条の五第三項並びに第九条の六第二項の規定により提出された書面
七 不正登記防止申出書類つづり込み帳 不正登記の防止の申出に関する書類(添付書面を含む)	八 電子証明書ファイルの記録(次号のファイルの記録を除く) 永久
八 休眠会社等返戻通知書つづり込み帳 戻された当該書面	九 閉鎖電子証明書ファイルの記録 閉鎖した日から二十年間
九 事業法施行規則(平成十八年法務省令)に規定する書類を廃止していない旨の届出書つづり込み帳 作成した年の翌年から五年間	十 電子証明書に係る申請書類及び電磁的記録 受付の日から十三年間
三 請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く) 受付の日から十年間	十一 第三十三条の八第四項に規定する事項に係る記録 同条第一項の措置を講じたものであることを確認することができる期間の満了の日から三十年間
四 申請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く) 受付の日から十年間	十二 登記関係帳簿保存簿 作成の時から三十年間
五 申請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く) 受付の日から十年間	十三 登記事務日記帳 作成した年の翌年から一年間
六 申請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く) 受付の日から十年間	十四 登記事項証明書等用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
七 申請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く) 受付の日から十年間	十五 印鑑証明書用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
八 休眠会社等返戻通知書つづり込み帳 会社法第四百七十二条第二項の通知に係る書面を発送した場合において、配達不能等により返戻された当該書面	十六 決定原本つづり込み帳 これにつづり込まれた決定書に係る決定の年の翌年から五年間
九 事業法施行規則(平成十八年法務省令)に規定する書類を廃止していない旨の届出書つづり込み帳 作成した年の翌年から五年間	十七 審査請求書類等つづり込み帳 これにつづり込まれた審査請求書の受付の年の翌年から五年間
三 申請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く) 受付の日から十年間	十八 清算未了申出書等つづり込み帳 これにつづり込まれた申出書又は通知書に係る申出又は通知の年の翌年から五年間

四 申請書その他の附属書類(次号、第十号及び第二十二号の二の書類を除く) 受付の日から十年間	五 登記事件以外の事件の申請書類(第十号の書類を除く) 受付の日から一年間
六 印鑑記録(次号の印鑑記録を除く) 永久	七 第九条の二第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録 当該記録をした日から二十年間
八 電子証明書ファイルの記録(次号のファイルの記録を除く) 永久	九 閉鎖電子証明書ファイルの記録 閉鎖した日から二十年間
九 閉鎖電子証明書ファイルの記録 閉鎖した日から二十年間	十 電子証明書に係る申請書類及び電磁的記録 受付の日から十三年間
十 電子証明書に係る申請書類及び電磁的記録 受付の日から十三年間	十一 第三十三条の八第四項に規定する事項に係る記録 同条第一項の措置を講じたものであることを確認することができる期間の満了の日から三十年間
十一 第三十三条の八第四項に規定する事項に係る記録 同条第一項の措置を講じたものであることを確認することができる期間の満了の日から三十年間	十二 登記関係帳簿保存簿 作成の時から三十年間
十二 登記関係帳簿保存簿 作成の時から三十年間	十三 登記事務日記帳 作成した年の翌年から一年間
十三 登記事務日記帳 作成した年の翌年から一年間	十四 登記事項証明書等用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
十四 登記事項証明書等用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間	十五 印鑑証明書用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
十五 印鑑証明書用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間	十六 決定原本つづり込み帳 これにつづり込まれた決定書に係る決定の年の翌年から五年間
十六 決定原本つづり込み帳 これにつづり込まれた決定書に係る決定の年の翌年から五年間	十七 審査請求書類等つづり込み帳 これにつづり込まれた審査請求書の受付の年の翌年から五年間
十七 審査請求書類等つづり込み帳 これにつづり込まれた審査請求書の受付の年の翌年から五年間	十八 清算未了申出書等つづり込み帳 これにつづり込まれた申出書又は通知書に係る申出又は通知の年の翌年から五年間

一 法務大臣の指定する方式に従い、法第十七条第三項に規定する電磁的記録を記録した電磁的記録媒体(第三十三条の六第四項第一号に該当する構造の電磁的記録媒体に限る。)を申請書とともに提出する方法	二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第二百五十二号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、法第十七条第三項に規定する電磁的記録を作成した年から五年間
三 前項第一号の指定は、告示してしなければならない。	四 第一項第二号の方法により電磁的記録を提供した場合にあつては、当該電磁的記録を提供後、速やかに、当該提供に係る登記を申請するものとする。
三 第一項第一号の電磁的記録媒体には、申請人の氏名(法人にあつては、商号又は名称)を記載し、又は記載した書面を貼り付けなければならない。	五 第一項第二号の方法により電磁的記録を提供した場合にあつては、当該電磁的記録を申請するものとする。
四 第一項第二号の方法により電磁的記録を提供した場合にあつては、当該電磁的記録を申請するものとする。	六 印鑑記録(次号の印鑑記録を除く) 永久
五 印鑑記録(次号の印鑑記録を除く) 永久	七 第九条の二第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録 当該記録をした日から三年間
六 印鑑記録(次号の印鑑記録を除く) 永久	八 電子証明書ファイルの記録(次号のファイルの記録を除く) 永久
七 第九条の二第一項及び第十一条第三項の規定による記録をした印鑑記録 当該記録をした日から三年間	九 閉鎖電子証明書ファイルの記録 閉鎖した日から二十年間
八 電子証明書ファイルの記録(次号のファイルの記録を除く) 永久	十 電子証明書に係る申請書類及び電磁的記録 受付の日から十三年間
九 閉鎖電子証明書ファイルの記録 閉鎖した日から二十年間	十一 第三十三条の八第四項に規定する事項に係る記録 同条第一項の措置を講じたものであることを確認することができる期間の満了の日から三十年間
十 電子証明書に係る申請書類及び電磁的記録 受付の日から十三年間	十二 登記関係帳簿保存簿 作成の時から三十年間
十一 第三十三条の八第四項に規定する事項に係る記録 同条第一項の措置を講じたものであることを確認することができる期間の満了の日から三十年間	十三 登記事務日記帳 作成した年の翌年から一年間
十二 登記関係帳簿保存簿 作成の時から三十年間	十四 登記事項証明書等用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
十三 登記事務日記帳 作成した年の翌年から一年間	十五 印鑑証明書用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間
十四 登記事項証明書等用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間	十六 決定原本つづり込み帳 これにつづり込まれた決定書に係る決定の年の翌年から五年間
十五 印鑑証明書用紙管理簿 作成した年の翌年から一年間	十七 審査請求書類等つづり込み帳 これにつづり込まれた審査請求書の受付の年の翌年から五年間
十六 決定原本つづり込み帳 これにつづり込まれた決定書に係る決定の年の翌年から五年間	十八 清算未了申出書等つづり込み帳 これにつづり込まれた申出書又は通知書に係る申出又は通知の年の翌年から五年間

（電磁的記録の提供の方法）

イ 第三十三条の八第二項（他の省令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書

<p>口 電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律(平成十四年法律第五百五十三号)第三条第一項の規定により作成された署名用電子証明書ハ 氏名、住所、出生の年月日その他の事項により当該措置を講じた者を確認することができるものとして法務大臣の指定する電子証明書</p> <p>二 前号に規定する情報以外の情報 次に掲げる電子証明書のいずれか</p> <p>イ 前号イ、ロ又はハに掲げる電子証明書</p> <p>ロ 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令(平成十三年法務省令第二十四号)第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書</p> <p>ハ その他法務大臣の指定する電子証明書</p> <p>前二項の方式の指定は、告示してしなければならない。</p> <p>六 前条第三項の規定は、第一項の電磁的記録媒体に準用する。</p> <p>(登記事項証明書の有効期間)</p> <p><b>第三十六条の二</b> 申請書に添付すべき登記事項証明書は、その作成後三月以内のものに限る。</p> <p>(添付書面の特例)</p> <p><b>第三十七条</b> 同一の登記所に対し同時に数個の申請をする場合において、各申請書に添付すべき書類(法第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。)に内容が同一であるものがあるときは、一個の申請書のみを一通添付すれば足りる。</p> <p>2 前項の場合には、他の各申請書にその旨を付記しなければならない。</p> <p>(申請書の調査)</p> <p><b>第三十八条</b> 登記官が申請書を受け取つたときは、遅滞なく、申請に関するすべての事項を調査しなければならない。</p> <p>(受領証の送付)</p> <p>(登記官による本人確認)</p> <p><b>第三十九条の二</b> 第九条の四第四項から第六項までの規定により申請人の申請の権限の有無を調査したときは、その調査の結果を記録した調査</p>	<p>書を作成しなければならない。同条第二項の嘱託を受けて調査をした場合についても、同様とする。</p> <p>二 前項後段の場合には、嘱託を受けて調査した登記所の登記官は、その調査の結果を記録した調査書を嘱託をした登記官に送付しなければならない。</p> <p>(登記の方法)</p> <p><b>第三十九条</b> 登記をするには、この規則に別段の定めがある場合を除き、登記記録中相当区に登記事項及び登記の年月日を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。</p> <p>(嘱託による登記)</p> <p><b>第四十条</b> 官庁の嘱託による登記の手続については、法令に別段の定めがある場合を除き、申請による登記に関する規定を準用する。</p> <p>2 裁判所の嘱託によつて登記をするには、裁判所の名称及びその裁判があつた年月日又はその裁判の確定した年月日をも記録しなければならない。</p> <p>(変更の登記)</p> <p><b>四十一条</b> 変更の登記をする場合には、変更に係る登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。</p> <p>(行政区分等の変更)</p> <p><b>四十二条</b> 登記簿に記録された行政区画、郡区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、登記官は、登記簿にその変更があつたことを記録することができる。</p> <p>2 第三十九条及び前条の規定は、前項の場合に準用する。</p> <p>(登記記録の閉鎖)</p> <p><b>四十三条</b> 登記記録を閉鎖するには、登記記録に閉鎖の事由及びその年月日を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。</p> <p>(登記事項の閉鎖)</p> <p><b>四十四条</b> 登記簿に記録された登記事項中、抹消する記号が記録されたもの及び現に効力を有しないものは、履歴事項証明書に記載すべきものを除き、閉鎖しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により閉鎖した登記事項は、これを閉鎖した登記記録みなす。</p> <p>(登記記録の復活)</p>	<p>記官の識別番号を記録し、第四十三条の規定による記録を抹消する記号を記録しなければならない。</p> <p><b>四十六条及び四十七条</b> 削除</p> <p>(記載の文字)</p> <p><b>四十八条</b> 申請書その他の登記に関する書面に記載する文字は、字画を明確にしなければならない。</p> <p><b>四十九条</b> 登記の申請人は、申請書に添付した書類の還付を請求することができる。</p> <p>2 当該書類と相違がない旨を記載した原本をも添付しなければならない。ただし、登記の申請が却下された場合において、書類の還付を請求するには、還付請求書に当該書類と相違がない旨を記載した原本を添付し、これを登記所に提出しなければならない。</p> <p>3 登記官は、書類を還付したときは、その原本、登記の申請書又は還付請求書に原本還付の旨を記載して押印しなければならない。</p> <p>4 代理人によつて第一項の請求をするには、申請書にその権限を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>5 第九条の四第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による添付書類の還付の請求に準用する。</p> <p>(登記記録の閉鎖等)</p> <p><b>五十一条</b> 商号を登記するには、ローマ字その他符号で法務大臣の指定するものを用いることができる。</p> <p>2 前項の指定は、告示してしなければならない。</p> <p>(同一当事者の数個の商号の登記)</p> <p><b>五十二条</b> 法第二十九条第一項の規定による新所在地における登記の申請書には、旧所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。</p> <p>(商号の譲渡の登記等の添付書面)</p> <p><b>五十二条の二</b> 法第三十条第一項及び法第三一条第一項の登記の申請書には、譲渡人の承諾書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と該譲渡人が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。</p> <p><b>五十三条</b> 商号の譲渡による変更の登記をするには、譲渡人につきその商号の登記記録に記録しなければならない。</p> <p>一 法第二十八条第二項各号に掲げる事項</p> <p>二 商号の譲渡があつた旨</p> <p>三 譲渡人の氏名及び住所</p> <p>四 譲渡の年月日</p> <p>3 前二項の規定は、商号の相続による変更の登記について準用する。</p> <p>(営業又は事業の譲渡の際の免責の登記)</p> <p><b>五十四条</b> 次に掲げる登記は、登記記録区に記録しなければならない。</p> <p>1 会社法第二十二条第二項前段の登記は、譲受人である会社の登記記録にしなければならない。</p> <p>2 商号の登記停止の登記</p> <p>3 前項の規定により登記すべき事項(同項第一号に掲げる事項を除く。)は、各登記記録中の登記記録区に記録しなければならない。</p> <p>4 前項の規定により登記すべき事項(同項第一号に掲げる事項を除く。)は、各登記記録中の登記記録区に記録しなければならない。</p> <p>5 第十七条第二項前段の登記は、譲受人の商号の登記記録にしなければならない。</p> <p>6 会社法第二十二条第二項前段の登記は、譲受人である会社の登記記録にしなければならない。</p> <p>7 商号の登記をした者の営業所が登記所の管轄区域外に移転した場合において、旧所在地に前項各号に掲げる登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。</p>
--	---	---





- いて、当該登記簿（閉鎖した登記事項を除く。）にその役員又は清算人について旧氏の記録がされたことがあるときは、最後に記録されたいた旧氏より後に称していった旧氏に限り、登記簿に記録するよう申し出ることができる。
- 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を登記所に提出してしなければならない。
- 一 申出に係る会社の商号及び本店の所在場所並びに当該会社の代表者の資格、氏名、住所及び連絡先
- 二 旧氏を記録すべき役員又は清算人の氏名
- 三 前号の役員又は清算人について記録すべき旧氏
- 四 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名
- 五 申出の年月日
- 六 前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 前項第三号に掲げる事項を証する書面
- 二 代理人によつて第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面
- 三 第一項の申出書又は委任による代理人の権限を証する書面には、申出をする会社の代表者が登記所に提出している印鑑を押印しなければならない。
- 四 第一項の申出があつた場合には、登記官は、同項の申出に係る旧氏を登記簿に記録するものとする。
- 五 登記官は、旧氏が記録された役員又は清算人の氏の変更の登記の申請があつた場合において、当該旧氏と登記簿に記録すべき旧氏とが同一であるときは、当該申請により登記簿に氏名を記録しないものとする。
- 六 会社の代表者は、当該会社の登記簿に旧氏の記録がされている者について氏の変更の登記がされた場合には、登記簿に記録がされている旧氏を当該変更の登記の直前に称していった旧氏に変更するよう申し出ができる。
- 七 第二項から第五項までの規定は、前項の申出について準用する。
- 八 会社の代表者は、当該会社の登記簿に記録がされている旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。
- 九 第二項から第五項までの規定（第三項第一号を除く。）は、前項の申出について準用する。
- 10 第二項から第五項までの規定（第三項第一号を除く。）は、前項の申出について準用する。

- この場合において、第二項第一号中「旧氏を記録すべき」とあるのは「旧氏の記録を希望しない」と、同項第三号中「清算人について記録すべき旧氏」とあるのは「清算人について記録すべき」とあるのは「清算人について記録すべき」とあるのは「記録しないものとする」と読み替えるものとする。
- 第六節 合名会社の登記**
- （添付書面）
- 第八十二条 定款の定めがなければ登記すべき事項につき無効の原因が存することとなる申請については、申請書に定款を添付しなければならない。
- （社員の業務執行権又は代表権の消滅の登記）
- 第八十三条 社員の業務執行権又は代表権の消滅の登記は、その社員の退社の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。
- （社員の業務執行停止等の登記）
- 第八十四条 社員の業務執行停止又は職務代理者に関する登記は、その社員の除名又は業務執行若しくは代表権の消滅の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。
- （継続の登記）
- 第八十五条 会社法第六百四十二条第一項の規定による継続の登記をしたときは、解散の登記並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。
- （会社法第八百四十五条の規定による継続の登記をしたときは、設立の無効又は取消しの登記並びに清算人及び清算持分会社を代表する清算人に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない）
- （清算人の登記）
- 第八十六条 会社法第九百二十八条第一項又は第三項の規定による清算人の登記をしたときは、代表社員に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。
- （会社法第九百二十八条第一項又は第三項の規定による清算人の登記をしたときは、代表社員に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない）
- （設立の登記）
- 第八十七条 清算人の職務の執行停止又は職務代行者に関する登記は、会社法第六百四十八条第一項の規定による解散の登記をしたときは、抹消する記号を記録しなければならない。

- （持分会社の種類の変更の登記）
- 第八十八条 法第百四条の規定により登記すべき事項（会社成立の年月日を除く。）は、登記記録中登記記録区に記録しなければならない。
- （社員等の氏の記録に関する申出等）
- 第八十九条 会社の代表者は、社員若しくは清算人又は合名会社を代表する社員が法人である場合の当該社員の職務を行うべき者若しくは清算持分会社を代表する清算人が法人である場合の当該清算人の職務を行うべき者（以下この条において「職務執行者」という。）の一日旧氏を登記簿に記録するよう申し出ることができるものとする。この場合において、当該登記簿にその社員、清算人又は職務執行者について旧氏の記録がされたことがあるときは、最後に記録されていていた旧氏より後に称していった旧氏に限り、登記簿に記録するよう申し出ることができる。
- （登記簿による登記）
- 第九十条 第八十八条の二第二項から第十項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項第二号及び第三号並びに第六項中「役員又は清算人」とあるのは「社員、清算人又は職務執行者」と、同条第十項中「清算人について記録すべき旧氏」とあるのは「職務執行者について記録すべき旧氏」と、「清算人について記録すべき旧氏」と、「清算人について記録すべき旧氏」と読み替えるものとする。
- （準用規定）
- 第九十一条 第六百四十五条第一項及び第三項、第七十一条、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。この場合において、第八十条第一項第二号中「組織変更」とあるのは、「持分会社の種類の変更、組織変更」と読み替えるものとする。
- （第七節 合資会社の登記）
- 第九十二条 第六百四十五条第一項及び第三項、第七十一条、第七十六条から第七十八条まで、第八十条（第一項第五号を除く。）並びに第八十一条の規定は、合名会社の登記について準用する。この場合において、第八十条第一項第二号中「組織変更」とあるのは、「持分会社の種類の変更、組織変更」と読み替えるものとする。
- （解散等の登記）
- 第九十三条 会社法第九百三十三条第五項の規定により外国において生じた事項の登記を申請するには、申請書にその通知書の到達した年月日を記載しなければならない。
- （登記記録の登記記録等）
- 第九十四条 外国会社の登記は、その登記をするに最も適する登記簿の種類に従つた登記記録にしなければならない。
- （設立の準拠法等の登記）
- 第九十五条 外国会社の設立の準拠法に関する登記は商号区に、外国会社の日本における代表者に関する登記は社員区又は役員区にしなければならない。

- （準用規定）
- 第九十六条 次の登記は、登記記録区にしなければならない。
- 一 営業所を登記所の管轄区域外に移転した場合において、当該営業所の旧所在地においてする移転の登記（登記所の管轄区域内に他の営業所がある場合を除く。）
- 二 営業所を開鎖した場合において、当該営業所の旧所在地においてする閉鎖の登記（登記所の管轄区域内に他の営業所がある場合及び登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地がある場合（すべての日本における営業所を開鎖した場合に限る。）を除く。）
- 三 日本に営業所を設置していない外国会社のすべての日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の退任の登記（清算の開始の命令がある場合を除く。）
- 四 日本に営業所を設置していない外国会社の日本における代表者がその住所を登記所の管轄区域外に移転した場合において、当該代表







（破産に関する登記）	第一百七条 次に掲げる登記は、社員区又は役員区にしなければならない。
一 破産管財人に関する登記	二 破産法第九十一条第一項の規定による処分
二 破産法第二百八十八条第一項の規定による破産手続開始決定取消しの登記をしたとき	三 破産法第二百八十八条第一項の規定による破産手続の廃止の登記をしたとき
四 破産法第九十一条第一項の規定による処分の取消しの登記をしたとき	五 破産再生法第十一条第五項において準用する同条第一項の規定により再生計画認可の登記をしたとき
六 会社更生法第二百五十八条第七項において準用する同条第一項の規定により更生計画認可の登記をしたとき	七 登記官は、次に掲げる場合には、登記記録を開鎖しなければならない。
（施行期日）	（過料事件の通知）
1 この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。（法務府令の廃止）	2 商業登記規則（昭和二十六年法務府令第百二号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。（登記用紙の改製）
3 登記所は、旧規則の規定による登記用紙（以下「旧登記用紙」という。）をこの省令（以下	

（新規則）	下「新登記用紙」という。）に改製しなければならない。
（登記用紙の改製）	前項の規定による改製は、旧登記用紙になさるべき登記で現に効力を有するものを新登記用紙に移記してするものとする。
（未成年者の登記用紙）	登記官は、前項の規定による移記をしたときは、両登記用紙にこの省令附則第四項によつて移記した旨及びその年月日を記載して押印し、旧登記用紙を閉鎖しなければならない。
（登記用紙の改製までの経過措置）	附則第三項の規定による改製がされるまでの間は、当該旧登記用紙及びこれにすべき登記の手続においては、なお従前の例による。ただし、登記の申請の手続については、新規則の規定（第三十五条第一項を除く。）を適用する。
（会社の支配人の登記）	登記所は、前項の規定にかわらず、新規則の規定による各欄の用紙（新規則第八十条第一項及び第二項（新規則第九十三条において準用する場合を含む。）の規定により提出された目的欄の用紙又は役員欄の用紙と同一の用紙を含む。）を旧登記用紙の一部として用いることができる。この場合において、新規則の規定によれば当該各欄の用紙に朱抹しき登記で現に効力を有するものがあるときは、その登記を当該各欄の用紙に移記し、当該各欄の用紙にこの省令附則第七項により移記した旨及びその年月日を記載して登記官が押印し、移記された従前の登記を朱抹しなければならない。
（商号の登記用紙の改製）	前項の規定による移記をする場合には、両登記用紙に登記を移した旨及びその年月日を記載して登記官が押印し、支配人の登記用紙は、閉鎖しなければならない。
（新規則の施行）	附則第十五項ただし書の規定により会社の登記簿に編綴した支配人にに関する従前の登記用紙は、予備欄の用紙とみなす。この場合においては、登記官は、法第五十一条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる事項以外の事項を朱抹し、当該用紙及び従前の予備欄の用紙に余白があるときは、その余白に朱線を交さしなければならない。
（新規則附錄第十八号の様式による登記用紙）	会社の支配人の登記については、附則第十五項ただし書の規定による移記又は編綴をした後は、附則第三項の規定により改製されたものとみなす。前項の登記用紙については、新規則附錄第七号の様式に準じ、登記用紙の枚数欄を設けなければならない。
（印鑑紙）	旧規則の規定による印鑑紙で法の規定により当該登記所に印鑑を提出すべき者、支配人及び会社更生法による管財人に関するものは、新規則の規定による印鑑紙とみなす。
（法務府令の廃止）	登記官は、前項の印鑑紙以外の印鑑紙で、旧規則の規定によるものの住所氏名の欄に朱線を交さしなければならない。

（新規則）	附則（昭和四二年三月一四日法務省令第一三号）
（商号の登記用紙の改製）	新規則の施行の際二以上の営業所が登記されている商号の登記用紙の改製は、営業所ごとにしなければならない。
（未成年者の登記）	新規則の施行の際存する未成年者の登記用紙は、その登記用紙を起こした後二十年を経過したときは、閉鎖しなければならない。
（新規則の施行）	この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の株式会社の登記用紙中発行済株式の総数、額面無額面の別、種類及び数欄は、この省令の施行後は、発行済株式の総数並びに種類及び数欄とみなす。
（新規則の施行）	この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の株式会社の登記用紙と同一の用紙及び附錄第十二号の様式による用紙で朱抹しなければならない。
（新規則の施行）	この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による株式会社の登記用紙と同一の用紙及び附錄第十二号の様式による用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。この場合においては、第二項の規定による改製がされていないときは、第三項の規定による改製がされていないときは、予備欄に移記し、又は支配人に関する従前の登記用紙を会社の登記簿に編綴しなければならない。ただし、会社の登記用紙について附則第三項の規定による改製がされていないときは、予備欄に移記し、又は支配人に関する従前の登記用紙を会社の登記簿に編綴しなければならない。
（新規則の施行）	この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。
（新規則の施行）	この省令は、昭和四十二年九月二十日から施行する。
（新規則の施行）	この省令は、昭和四七年一二月二七日法務省令第一四〇号）
（新規則の施行）	この省令は、昭和四二年九月一日から施行する。
（新規則の施行）	この省令は、昭和四八年一二月一七日法務省令第八〇号）抄
（新規則の施行）	この省令は、昭和四九年一月一日から施行する。
（新規則の施行）	この省令は、公布の日から施行する。
（新規則の施行）	この省令は、昭和四九年四月二日法務省令第一五号）
（新規則の施行）	この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。





(施行期日)	
<b>第一条</b> この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	
<b>(経過措置)</b>	
<b>第二条</b> 民事再生法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた和議事件に係る登記については、なお従前の例による。	
<b>附 則 (平成二年九月二二日法務省令第三十七号)</b>	
<b>(施行期日)</b>	
1 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。	
2 この省令による改正後の商業登記規則第三十条の第一項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定中印鑑カードの提示に関する部分は、同項の規定により申請書及び磁気ディスクを提出する者の印鑑に関する事務について商業登記規則の一部を改正する省令（平成十二年法務省令第二十九号）附則第二条第一項の指定がされていない場合には、適用しない。	
<b>(施行期日)</b>	
1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	
<b>(金融機関に関する経過措置)</b>	
2 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第八条第一項の規定による処分に関する登記及び同項の金融整理管財人がする手続については、なお従前の例による。	
<b>附 則 (平成一三年三月一六日法務省令第二十七号)</b>	
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一三年八月三一日法務省令第六五号)</b>	
この省令は、商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）の施行の日から施行する。	
<b>(施行期日)</b>	
1 この省令は、商法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第七十九号）の施行の日から施行する。	
<b>(登記用紙に関する経過措置)</b>	
2 この省令の施行の際現に存する株式会社の登記用紙中商号・資本欄の用紙は、この省令による改正後の附録第七号の様式の登記用紙中商号・資本欄の用紙とみなす。	
<b>(施行期日)</b>	
1 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一四年一月三一日法務省令第五七号)</b>	
この省令は、公布の日から施行する。	
<b>(施行期日)</b>	
1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一四年八月三〇日法務省令第五〇号)</b>	
この省令は、平成十四年五月一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一四年四月二五日法務省令第四七号)</b>	
この省令は、平成十四年五月一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一四年七月三一日法務省令第四四号)</b>	
この省令は、平成十四年五月一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一四年八月三〇日法務省令第五五号)</b>	
この省令は、平成十四年十一月一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一四年八月三〇日法務省令第五七号)</b>	
この省令は、平成十四年十一月一日から施行する。	
<b>(施行期日)</b>	
1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一五年五月三〇日法務省令第四九号)</b>	
この省令は、平成十五年五月一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一五年五月三〇日法務省令第五〇号)</b>	
この省令は、平成十五年六月一日から施行する。	
<b>(施行期日)</b>	
1 この省令は、平成十六年三月二九日から施行する。	
<b>附 則 (平成一六年三月二九日法務省令第二二号)</b>	
この省令は、平成十六年六月二十一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一六年九月二十四日法務省令第六三号)</b>	
この省令は、平成十六年六月二十一日から施行する。	
<b>(施行期日)</b>	
1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。	
<b>附 則 (平成一六年一二月一六日法務省令第八九号)</b>	
この省令は、平成十六年十月一日から施行する。	
<b>(施行期日)</b>	
1 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。	
<b>(経過措置の原則)</b>	
<b>第二条</b> 第一条の規定による改正後の商業登記規則（以下「新商業登記規則」という。）の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項に適用する。ただし、同条の規定による改正前の商業登記規則（以下「旧商業登記規則」という。）の規定により生じた効力を妨げない。	
<b>(登記簿の改製)</b>	
<b>第三条</b> 登記所は、その事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	

（平成十六年法律第二百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第二項の規定による指定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを除く。）を受けたときは、当該事務に係る登記簿を整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号。以下「新商業登記法」という。）第一条の二第一号の登記簿に改製しなければならない。ただし、電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿については、この限りでない。

2 前項の規定による登記簿の改製は、登記用紙にされている登記で現に効力を有するものを登記記録に移記し、取締役、代表取締役、重要財産委員及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役、委員会委員、執行役及び代表執行役）の登記にあつてはその就任の年月日（閉鎖した登記用紙に記載されたものを除く。）をも、商号及び本店の登記にあつては現に効力を有するものの直前の変更に係る登記事項（閉鎖した登記用紙に記載されたものを除く。）をも移記してするものとする。

3 登記官は、前項の規定により登記を移記するときは、登記記録にその旨及びその年月日を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。

4 登記官は、第二項の規定により登記を移記したときは、登記用紙にその旨及びその年月日を記載するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。

5 整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（以下「旧商業登記法」という。）第一百三十三条の二第一項の登記簿は、新商業登記法第一条の二第一号の登記簿とみなす。  
（印鑑の記録）

百 第	項 二 第 条 七 百 第		項 一 第 条 七 百 第		項 六 第 条 六 百 第	
所 で あ る 甲	前 条 第 二 項 及 び 第 三 項		同 条 第 二 項		前 項 の 事 務	
未 指 定 登 記	第 百 五 条 第 一 項	第 百 五 条 第 一 項	所 (以 下 に 付 す) そ の 登 記 所 の 管 轄 に 転 属 し た と き	指 定 登 記 所 で ある 甲 登 記 所 の 管 轄 に 転 属 し た と き	整 備 法 指 定 登 記 所 (不 動 產 登 記 等 に 関 する 法 律 (平 成 十 六 年 法 律 第 百 二 十 四 号) 第 五 十 三 条 第 二 項) の 規 定 に よ る 指 定 (同 条 第 四 項) の 規 定 に よ り 指 定 を 受 け た も の とみ な さ れ る も の を 含 む )	業 登 記 規 则 の 規 定 中 同 表 の 中 欄 に 揭 げ る 文 句 と す る。
所 の 管 轄 地 の 一 部 が 整 備 法 指 定 登 記 所 で な い 甲 登 記	新 商 業 登 記 規 则 第 十 一 条 第 三 項 及 び 第 四 項	項 一	商 業 登 記 規 则 等 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 第 一 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の この 省 令 (以 下 「新 商 業 登 記 規 则」と い う ) 第 九 条 第 六 項	整 備 法 指 定 登 記 所 で ある 甲 登 記 所 の 管 轄 地 の 一 部 が 整 備 法 指 定 登 記 所 で な い 乙 登 記 所 の 管 轄 に 転 属 す る 乙 登 記 所 の 管 轄 に 転 属 し た と き	整 備 法 指 定 登 記 所 で ある 甲 登 記 所 の 管 轄 地 の 一 部 が 整 備 法 指 定 登 記 所 で な い 乙 登 記 所 の 管 轄 に 転 属 す る 乙 登 記 所 の 管 轄 に 転 属 し た と き	整 備 法 指 定 登 記 所 (不 動 產 登 記 等 に 関 する 法 律 (平 成 十 六 年 法 律 第 百 二 十 四 号) 第 五 十 三 条 第 二 項) の 規 定 に よ る 指 定 (同 条 第 四 項) の 規 定 に よ り 指 定 を 受 け た も の とみ な さ れ る も の を 含 む )

第一項	第二項	第三項
(改定前の登記簿等に関する経過措置)	登記所の管轄地の一部が指定登記所である乙登記所の管轄に転属したとき	
第七条 整備法第五十三条第二項の規定による指定を受けた事務のうち、附則第三条第一項の規定による改訂を終えていない登記簿（電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。）に関する事務及び附則第四条第一項の規定による磁気ディスクへの記録を終えていないものについての印鑑に関する事務（次項の事務を除く。）は、整備法第五十三条第二項、第五項及び第六項並びに附則第五条第一項、第二項及び第四項並びに前条第一項の規定の適用について、整備法第五十三条第二項の規定による指定を受けている事務とみなす。	登記所の管轄に転属したとき	
整備法第五十三条第一項の規定による指定を受けた事務のうち、電子情報処理組織による取扱いに適合しないものについて、附則第四条第一項ただし書の規定により書面を作成した場合における印鑑に関する事務については、商業登記規則の一部を改正する省令（平成十年法務省令第二十九号）附則第五条第二項及び第六条第二項の規定を準用する。		
（特定指定登記所の指定に関する経過措置）		
第八条 この省令は、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律規則第一百六十六条の二第一項の指定は、新商業登記規則第一百一条第一項の指定とみなす。	登記所の管轄に転属したとき	
附 則（平成一七年九月三〇日法務省令第九九号）抄 （施行期日）		



第八条 附則第四条の規定は、特例旧特定目的会

社が整備法第二百三十四条第二項の規定により

新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に

係る業務を行う旨の社員総会の決議をした場合

の当該特例旧特定目的会社についてする設立の

登記及び解散の登記について準用する。

第九条 附則第五条の規定は、整備法第二百九十二

条第二十六項若しくは第三十八項、第二百六十六

条第五十五項若しくは第五十七項、第二百二十

一条第四十六項若しくは第四十八項又は第二百

三十三条第十四項若しくは第十六項の規定によ

りなお従前の例によることとされる商号の仮登

記に関する手続について準用する。

第十条 削除

第十一条 施行日前に清算人の登記をした相互会

社における整備法第二百六十六条第三十二条の規定

の適用については、同項中「登記事項」とあるのは、「登記事項（主たる事務所の所在地における登記事項のうち清算人及び代表清算人の氏名及び住所を除く。）」とする。

（電子情報処理組織によって取り扱わない登記事務に関する特例）

第十二条 登記事務を電子情報処理組織によって取り扱わない場合には、この省令による改正後の商業登記規則その他の省令の規定の例による。ただし、登記簿、登記用紙、印鑑ファイ尔の記録及び登記用紙と同一の用紙をもつてする登記の申請書の様式に関する事項については、商業登記規則等の一部を改正する省令（平成十七年法務省令第十九号）による改正前の商業登記規則その他の省令の規定による。

前項に規定する場合における附則第二条から第四条まで及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「登記記録」とあるのは「登記用紙」と、「登記官の識別番号を記録」とあるのは「押印」と、「抹消する記号を記録」とあるのは「朱抹」とし、附則第四条第一項中「登記記録」とあるのは「登記用紙を起ことした事由及び年月日」欄」とし、附則第四条第二項中「登記記録」とあるのは「その他の事項」欄」とする。

附則（平成一八年四月一四日法務省令 第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日法務省令 第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二八日法務省令 第五七号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第七十条の改正規定及び第六条の規定は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。	附 則（平成二〇年九月二五日法務省令 第五二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二六年二月二八日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号の政令で定める日から施行する。	附 則（平成二六年一二月一八日法務省令 第三号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月一六日法務省令 第一条）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二三年三月二十五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年三月二十五日法務省令 第三条）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。	附 則（平成二三年三月二十五日法務省令 第四号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則（平成二七年二月三日法務省令 第五号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。	附 則（平成二七年二月三日法務省令 第五号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。
附 則（平成二七年二月三日法務省令 第六号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。	附 則（平成二七年二月三日法務省令 第七号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。
附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第四二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。	附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第四二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二七年九月二五日法務省令 第二号）抄	（施行期日）	第一条 この省令は、公布の日から施行する。





